

令和7年度青森県公社等経営評価の結果について

1 経営評価に当たっての総論的事項

(1) 経営評価の目的及び方法

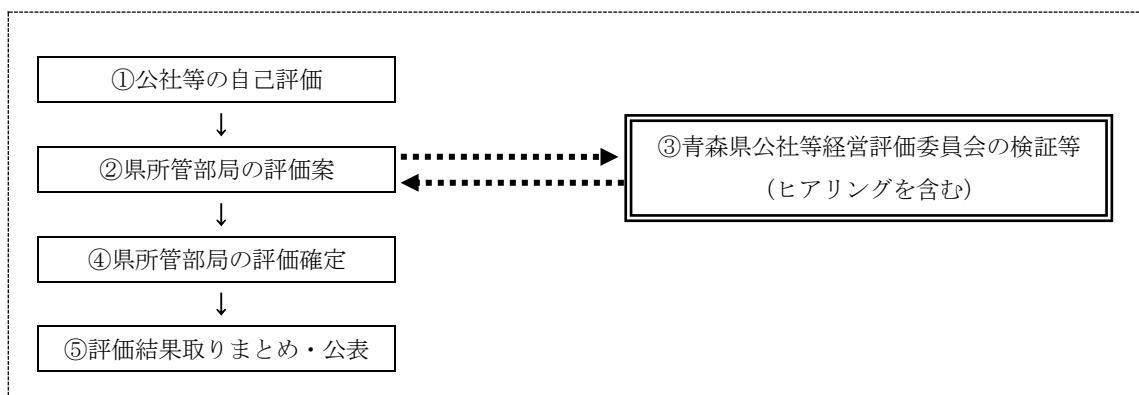
公社等の一層の効率化・経営健全化が図られるよう、その設立目的や役割等を点検し、県の関与のあり方の見直しや経営改革を進めるため、青森県の設立に係る公社等の設立・運営に関する基本指針第6条に基づき、経営評価を実施するものである。

経営評価に当たっては、公社等の組織のあり方や業務内容等について、本来的に、独立した法人である公社等が自ら見直しを実施していくものであるため、公社等による自己評価を行うこととし、さらに、その設立及び業務運営に深く関与してきた県所管部局において、適切に指導助言を行う必要があることから、県所管部局による評価を行うものである。

また、公社等の経営改革の進展を図るとともに、県としての適切な関わり方等について検討を深めていくためには、公社等の経営状況等を第三者の視点で検証し、専門的立場からの意見・提言を参考とすることが重要であることから、民間有識者等を活用した検証等を行うものである。

(2) 経営評価の流れ

- ① 公社等は、経営評価指標ごとに自己評価を行う。
- ② 県所管部局は、公社等の自己評価をもとに経営評価指標ごとに評価を行い、それらを総合的に勘案して、4段階の評価区分（A～D評価）に基づく総合評価案を作成する。
- ③ 県所管部局が行う経営評価の客観性を担保する観点から、第三者である青森県公社等経営評価委員会（以下「委員会」という。）が全22公社等の総合評価案の妥当性の検証等を行い、委員会が必要と認めた場合はヒアリングにより詳細な検証等を行う。
- ④ 県所管部局は、委員会の検証等結果を踏まえ、総合評価を確定する。
- ⑤ 県行政経営課は、①～④の経営評価結果を取りまとめ、公表する。



～参考～

◎公社等の定義

青森県の設立に係る公社等の設立・運営に関する基本指針（第2条関係部分抜粋）

公社等（用語の定義）

県が出資又は出捐等（以下「出資等」という。）を行う法人（地方独立行政法人を除く。）で、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条による県職員の派遣が認められている法人、知事が理事長の任命又は指名を行う法人、知事が代表者に就任している法人並びに県が25%以上出資等している一般社団法人、一般財団法人及び株式会社をいう。

◎青森県行財政改革大綱（令和5年12月策定）及び青森県行財政改革行動計画（令和6年3月策定）における位置づけ（公社等関係部分抜粋）

5 持続可能な財政基盤の確立

（1）財政健全化の推進と安定的かつ機動的な財政運営

①中長期的視点に立った財政運営

少子化対策をはじめとする本県の緊急かつ重要な課題等へ適切に対応し、県民経済に貢献していくため、施策の重点化等の取組を通じ、持続可能な財政運営に努めます。

また、不測の事態等への機動的な対応を図るため、基金の確保に努めるとともに、各種財政指標を注視しながら、財政健全性の確保に取り組みます。

○施策の重点化

○財政健全化の推進

○公営企業・地方独立行政法人の経営改革、公社等の経営健全化

◎公社等経営評価の根拠

青森県の設立に係る公社等の設立・運営に関する基本指針（第6条関係部分抜粋）

公社等の経営評価

公社等は、経営状況等について自己評価を行うとともに、所管部局長による評価（以下「経営評価」という。）を受けるものとする。

なお、経営評価に当たっては、民間有識者等からなる青森県公社等経営評価委員会（以下「公社等経営評価委員会」という。）による検証等を受けるものとする。